

詐欺罪で起訴された元本市職員に係る余罪について

**1 元本市職員について**

氏 名：松井 欣一（まつい きんいち）

退職時の役職：総合政策部理事（余罪の犯行当時：税務課参事）

**2 余罪の内容及び余罪が明らかになった経緯**

- (1) 松井欣一（以下「松井」という。）は、業務外において市民から現金を着服したことから、平成29年10月、本市により懲戒免職処分が行われたほか、本年6月に詐欺罪で逮捕され、その後起訴されている。

上記の件について、警察が捜査を行うなか、平成26年3月（当時、松井は税務課参事）ころ、松井が当該市民に対し、「市町村民税 道府県民税 更正（決定）通知書」と題する書面を交付し、府民税及び市民税の名目で合計約41万円を受領したうえ、「河内長野市 市民税 府民税 領収証書」と題する書面を交付した事実が明らかになった。

- (2) このため、係る事案について、警察から本市の方に、当該府民税及び市民税に相当する金額の現金の受領の有無等について、照会があった。

警察による照会を受けて、本市で確認を行ったところ、本市による当該府民税及び市民税に相当する金額の現金の受領がなかったこと、上記の書面はいずれも本市が適式に作成したものではなく偽造されたものであることが確認できた。

- (3) これらのことから、松井による係る行為が府民税及び市民税名目で偽造した公文書を用いて当該市民から現金を騙取した余罪となる可能性が極めて高いことから、警察と協議を行ったところ、平成30年7月18日付けで松井を被告発人とし、詐欺罪等で河内長野警察署に対し告発を行うに至った。